

判決・裁定執行拒否の刑事事件の処理における法律の適用の若干の問題に関する最高人民法院及び最高人民検察院の解釈（日本語訳）

出典：最高人民法院ウェブサイト掲載「最高人民法院 最高人民检察院关于办理拒不执行判决、裁定刑事案件适用法律若干问题的解释」（法释〔2024〕13号、2024年10月30日公布、2024年12月1日施行）

<https://www.court.gov.cn/fabu/xiangqing/447931.html>

【この訳のご利用上の注意】

注：本訳は、AIを用いた私訳であり、公定訳ではありません。条文の数字は算用数字で表記しています。最新版でない可能性や、正確でない可能性があります。自己の研究目的に作成した訳を参考用に公表しているにすぎないものであり、正確性等について責任を負えませんので、自己責任でご利用ください。

【原文】 为依法惩治拒不执行判决、裁定犯罪，确保人民法院判决、裁定依法执行，切实维护当事人合法权益，根据《中华人民共和国刑法》《中华人民共和国刑事诉讼法》《中华人民共和国民事诉讼法》《中华人民共和国行政诉讼法》等法律规定，现就办理拒不执行判决、裁定刑事案件适用法律若干问题的解释如下：

【訳文】 判決・裁定執行拒否の犯罪を法に基づき処罰し、人民法院の判決及び裁定が法に基づき執行されることを確保し、当事者の合法的な權益を確実に守るため、「中華人民共和国刑法」、「中華人民共和国刑事訴訟法」、「中華人民共和国民事訴訟法」、「中華人民共和国行政訴訟法」等の法律の規定に基づき、判決・裁定執行拒否の刑事事件の処理における法律の適用の若干の問題について、次のとおり解釈する。

第一条

【原文】被执行人、协助执行义务人、担保人等负有执行义务的人，对人民法院的判决、裁定有能力执行而拒不执行，情节严重的，应当依照刑法第三百一十三条的规定，以拒不执行判决、裁定罪处罚。

【訳文】被執行人、執行協力義務者、保証人等の執行義務を負う者が、人民法院の判決又は裁定について執行する能力があるにもかかわらず執行を拒み、情状が重いときは、刑法第 313 条の規定により、判決・裁定執行拒否罪として処罰しなければならない。

【原文】本解释所称负有执行义务的人，包括自然人和单位。

【訳文】この解釈において「執行義務を負う者」には、自然人及び法人その他の団体を含む。

第二条

【原文】刑法第三百一十三条规定的“人民法院的判决、裁定”，是指人民法院依法作出的具有执行内容并已发生法律效力判决、裁定。人民法院为依法执行支付令、生效的调解书、仲裁裁决、公证债权文书等所作的裁定属于该条规定的裁定。

【訳文】刑法第 313 条に規定する「人民法院の判決又は裁定」とは、人民法院が法に基づき行った、執行の内容を有し、かつ、既に法的効力を生じた判決又は裁定をいう。人民法院が支払命令、効力を生じた調停書、仲裁判断、公証債権文書等を法に基づき執行するために行った裁定は、同条に規定する裁定に該当する。

第三条

【原文】负有执行义务的人有能力执行而拒不执行，且具有下列情形之一，应当认定为全国人民代表大会常务委员会关于刑法第三百一十三条的解释中规定的“其他有能力执行而拒不执行，情节严重的情形”：

【訳文】執行義務を負う者が執行する能力があるにもかかわらず執行を拒み、かつ、次に掲げる事情のいずれかがあるときは、「刑法第 313 条に関する全国人民代表大会常務委員会の解釈」に規定する「その他執行する能力があるにもかかわらず執行を拒み、情状が重い場合」に当たると認定しなければならない。

【原文】（一）以放弃债权、放弃债权担保等方式恶意无偿处分财产权益，或者恶意延长到期债权的履行期限，或者以虚假和解、虚假转让等方式处分财产权益，致使判决、裁定无法执行的；

【訳文】（1）債権の放棄、債権の担保の放棄等の方法により悪意で財産的権益を無償で処分し、若しくは悪意で履行期の到来した債権の履行期限を延長し、又は虚偽の和解、虚偽の譲渡等の方法により財産的権益を処分し、判決又は裁定を執行することができなくしたとき。

【原文】（二）实施以明显不合理的高价受让他人财产、为他人的债务提供担保等恶意减损责任财产的行为，致使判决、裁定无法执行的；

【訳文】（2）明らかに不合理な高値での他人の財産の譲受け、他人の債務への担保の提供等の、悪意で責任財産を減少させる行為をし、判決又は裁定を執行することができなくしたとき。

【原文】（三）伪造、毁灭、隐匿有关履行能力的重要证据，以暴力、威胁、贿买方法阻止他人作证或者指使、贿买、胁迫他人作伪证，妨碍人民法院查明负有执行义务的人财产情况，致使判决、裁定无法执行的；

【訳文】（3）履行能力に関する重要な証拠を偽造し、隠滅し、若しくは隠匿し、暴行、脅迫若しくは買収の方法により他人の証言を妨げ、又は他人に指図し、買収し、若しくは脅迫して偽証をさせ、執行義務を負う者の財産状況を人民法院が明らかにすることを妨げ、判決又は裁定を執行することができなくしたとき。

【原文】（四）具有拒绝报告或者虚假报告财产情况、违反人民法院限制消费令等拒不执行行为，经采取罚款、拘留等强制措施后仍拒不执行的；

【訳文】（4）財産状況の報告の拒否若しくは虚偽の報告、人民法院の消費制限令への違反等の執行拒否行為があり、過料、拘留等の強制措置がとられた後もなお執行を拒んだとき。

【原文】（五）经采取罚款、拘留等强制措施后仍拒不交付法律文书指定交付的财物、票证或者拒不迁出房屋、退出土地，致使判决、裁定无法执行的；

【訳文】（5）過料、拘留等の強制措置がとられた後もなお、法律文書で引渡しを指定された財物若しくは票証の引渡しを拒み、又は家屋からの退去若しくは土地の明渡しを拒み、判決又は裁定を執行することができなくしたとき。

【原文】（六）经采取罚款、拘留等强制措施后仍拒不履行协助行使人身权益等作为义务，致使判决、裁定无法执行，情节恶劣的；

【訳文】（6）過料、拘留等の強制措置がとられた後もなお、人身上の權益の行使への協力等の作為義務の履行を拒み、判決又は裁定を執行することができなくし、情状が悪質であるとき。

【原文】（七）经采取罚款、拘留等强制措施后仍违反人身安全保护令、禁止从事相关职业决定等不作为义务，造成被害人轻微伤以上伤害或者严重影响被害人正常的工作生活的；

【訳文】（7）過料、拘留等の強制措置がとられた後もなお、人身安全保護命令【訳者注：反家庭内暴力法に基づく保護命令】、関連する職業への従事を禁止する決定等の不作為義務に違反し、被害者に軽微な傷害以上の傷害を負わせ、又は被害者の正常な仕事及び生活に重大な影響を及ぼしたとき。

【原文】（八）以恐吓、辱骂、聚众哄闹、威胁等方法或者以拉拽、推搡等消极抗拒行为，阻碍执行人员进入执行现场，致使执行工作无法进行，情节恶劣的；

【訳文】（8）威嚇、罵倒、群衆を集めての騒ぎ、脅迫等の方法により、又は引っ張り、押しのける等の消極的な抵抗行為により、執行人員の執行現場への立入りを妨げ、執行業務を行うことができなくし、情状が悪質であるとき。

【原文】（九）毁损、抢夺执行案件材料、执行公务车辆和其他执行器械、执行人员服装以及执行公务证件，致使执行工作无法进行的；

【訳文】（9）執行事件の資料、執行公務用車両その他の執行器具、執行人員の制服又は執行公務の証明書を毀損し、又は奪い取り、執行業務を行うことができなくしたとき。

【原文】（十）其他有能力执行而拒不执行，情节严重的情形。

【訳文】（10）その他執行する能力があるにもかかわらず執行を拒み、情状が重い場合

第四条

【原文】 负有执行义务的人有能力执行而拒不执行，且具有下列情形之一，应当认定属于“情节特别严重”的情形：

【訳文】 執行義務を負う者が執行する能力があるにもかかわらず執行を拒み、かつ、次に掲げる事情のいずれかがあるときは、「情状が特に重い」場合に当たると認定しなければならない。

【原文】 （一）通过虚假诉讼、虚假仲裁、虚假公证等方式妨害执行，致使判决、裁定无法执行的；

【訳文】 （1）虚偽の訴訟、虚偽の仲裁、虚偽の公証等の方法により執行を妨害し、判決又は裁定を執行することができなくしたとき。

【原文】 （二）聚众冲击执行现场，致使执行工作无法进行的；

【訳文】 （2）群衆を集めて執行現場に押し掛け、執行業務を行うことができなくしたとき。

【原文】 （三）以围攻、扣押、殴打等暴力方法对执行人员进行人身攻击，致使执行工作无法进行的；

【訳文】 （3）取り囲み、監禁、殴打等の暴力的方法により執行人員の身体を攻撃し、執行業務を行うことができなくしたとき。

【原文】 （四）因拒不执行，致使申请执行人自杀、自残或者造成其他严重后果的；

【訳文】 （4）執行の拒否により、執行申立人を自殺若しくは自傷に至らせ、又はその他の重大な結果を生じさせたとき。

【原文】（五）其他情节特别严重的情形。

【訳文】（5）その他情状が特に重い場合

第五条

【原文】有能力执行是指负有执行义务的人有全部执行或者部分执行给付财产义务或履行特定行为义务的能力。

【訳文】「執行する能力がある」とは、執行義務を負う者が、財産の給付義務の全部若しくは一部を執行し、又は特定の行為義務を履行する能力を有することをいう。

【原文】在认定负有执行义务的人的执行能力时，应当扣除负有执行义务的人及其所扶养家属的生活必需费用。

【訳文】執行義務を負う者の執行能力を認定するに当たっては、執行義務を負う者及びその扶養する家族の生活に必要な費用を控除しなければならない。

第六条

【原文】行为人为逃避执行义务，在诉讼开始后、裁判生效后实施隐藏、转移财产等行为，在判决、裁定生效后经查证属实，要求其执行而拒不执行的，可以认定其有能力执行而拒不执行，情节严重，以拒不执行判决、裁定罪追究刑事责任。

【訳文】行為者が執行義務を免れるため、訴訟の開始後、裁判が効力を生ずる前に、財産の隠匿、移転等の行為をし、判決又は裁定が効力を生じた後に調査により事実であることが確認され、執行を求められたにもかかわらず執行を拒んだときは、執行する能力があるにもかかわらず執行を拒み、情状が重いものと認定し、判決・裁定執行拒否罪として刑事責任を追及することができる。

【原文】前款所指诉讼开始后，一般是指被告接到人民法院应诉通知后。

【訳文】前項にいう「訴訟の開始後」とは、一般に、被告が人民法院の応訴通知を受け取った後をいう。

第七条

【原文】全国人民代表大会常务委员会关于刑法第三百一十三条的解释和本解释中规定的“致使判决、裁定无法执行”，一般是指人民法院依据法律及相关规定采取执行措施后仍无法执行的情形，包括判决、裁定全部无法执行，也包括部分无法执行。

【訳文】「刑法第 313 条に関する全国人民代表大会常務委員会の解釈」及びこの解釈に規定する「判決又は裁定を執行することができなくした」とは、一般に、人民法院が法律及び関係規定に基づき執行措置をとった後もなお執行することができない場合をいい、判決又は裁定の全部を執行することができない場合を含み、一部を執行することができない場合も含む。

第八条

【原文】案外人明知负有执行义务的人有能力执行而拒不执行人民法院的判决、裁定，与其通谋，协助实施隐藏、转移财产等拒不执行行为，致使判决、裁定无法执行的，以拒不执行判决、裁定罪的共犯论处。

【訳文】事件外の者が、執行義務を負う者が執行する能力があるにもかかわらず人民法院の判決又は裁定の執行を拒んでいることを知りながら、その者と通謀し、財産の隠匿、移転等の執行拒否行為の実行を協助し、判決又は裁定を執行することができなくしたときは、判決・裁定執行拒否罪の共犯として処断する。

第九条

【原文】负有执行义务的人有能力执行而拒不执行人民法院的判决、裁定，同时构成拒不执行判决、裁定罪，妨害公务罪，袭警罪，非法处置查封、扣押、冻结的财产罪等犯罪的，依照处罚较重的规定定罪处罚。

【訳文】執行義務を負う者が執行する能力があるにもかかわらず人民法院の判決又は裁定の執行を拒み、同時に判決・裁定執行拒否罪、公務執行妨害罪、警察官襲撃罪、查封・差押え・凍結された財産の不法処分罪等の犯罪を構成するときは、処罰の重い規定により罪を確定し、処罰する。

第十条

【原文】拒不执行支付赡养费、扶养费、抚养费、抚恤金、医疗费用、劳动报酬等判决、裁定，构成犯罪的，应当依法从重处罚。

【訳文】老親の扶養料、配偶者等の扶養料、子の養育費、弔慰金、医療費用、労働報酬等の支払に関する判決又は裁定の執行を拒み、犯罪を構成するときは、法に基づき重く処罰しなければならない。

第十一条

【原文】实施刑法第三百一十三条规定的拒不执行判决、裁定行为，情节显著轻微危害不大的，不认为是犯罪；在提起公诉前，履行全部或者部分执行义务，犯罪情节轻微的，可以依法不起诉。在一审宣告判决前，履行全部或者部分执行义务，犯罪情节轻微的，可以依法从轻或者免除处罚。

【訳文】刑法第 313 条に規定する判決・裁定執行拒否行為をした場合において、情状が著しく軽微で危害が大きくないときは、犯罪とはしない。公訴の提起前に執行義務の全部又は一部を履行し、犯罪の情状が軽微であるときは、法に基づき起訴しないことができる。第一審の判決の宣告前に執行義務の全部又は一部を履行し、犯罪の情状が軽微であるときは、法に基づき刑を軽くし、又は免除することができる。

第十二条

【原文】对被告人以拒不执行判决、裁定罪追诉时，对其故意毁损、无偿处分、以明显不合理价格处分、虚假转让等方式违法处置的财产,应当依法予以追缴或者责令退赔，交由执行法院依法处置。

【訳文】被告人を判決・裁定執行拒否罪として訴追するときは、その者が故意の毀損、無償の処分、明らかに不合理な価格による処分、虚偽の譲渡等の方法により違法に処分した財産について、法に基づき追徴【訳者注：原文は「追繳」。刑法第 64 条の「追繳」と同じ語】し、又は返還・賠償を命じ、執行裁判所に引き渡して法に基づき処分させなければならない。

第十三条

【原文】人民检察院应当结合侦查移送情况对涉案财产进行审查，在提起公诉时对涉案财产提出明确处理意见。人民法院应当依法作出判决，对涉案财产作出处理。

【訳文】人民検察院は、捜査機関から移送された状況を踏まえて事件関係財産を審査し、公訴を提起する際に、事件関係財産について明確な処理意見を提出しなければならない。人民法院は、法に基づき判決をし、事件関係財産について処理をしなければならない。

第十四条

【原文】申请执行人有证据证明同时具有下列情形，人民法院认为符合刑事诉讼法第二百一十条第三项规定的，以自诉案件立案审理：

【訳文】執行申立人が次に掲げる事情がいずれもあることを証拠により証明し、人民法院が刑事訴訟法第 210 条第 3 号【訳者注：被害者が、その人身又は財産上の権利を侵害した行為について刑事責任を追及すべきことを証明する証拠を有し、かつ、公安機関又は人民検察院が刑事責任を追及しない事件】の規定に適合すると認めたときは、自訴事件【訳者注：被害者等が自ら人民法院に起訴する事件】として立件して審理する。

【原文】（一）负有执行义务的人拒不执行判决、裁定，侵犯了申请执行人的人身、财产权利，应当依法追究刑事责任的；

【訳文】（1）執行義務を負う者が判決又は裁定の執行を拒み、執行申立人の人身上又は財産上の権利を侵害し、法に基づき刑事責任を追及すべきであるとき。

【原文】（二）申请执行人曾经提出控告，而公安机关或者人民检察院对负有执行义务的人不予追究刑事责任的。

【訳文】（2）執行申立人がかつて告訴をしたが、公安機関又は人民検察院が執行義務を負う者の刑事責任を追及しなかったとき。

【原文】自诉人在判决宣告前，可以同被告人自行和解或者撤回自诉。

【訳文】自訴人は、判決の宣告前に、被告人と自ら和解し、又は自訴を取り下げることができる。

第十五条

【原文】拒不执行判决、裁定刑事案件，一般由执行法院所在地人民法院管辖。

【訳文】判決・裁定執行拒否の刑事事件は、一般に執行裁判所の所在地の人民法院が管轄する。

第十六条

【原文】本解释自 2024 年 12 月 1 日起施行。《最高人民法院关于审理拒不执行判决、裁定刑事案件适用法律若干问题的解释》（法释〔2015〕16 号）同时废止。最高人民法院、最高人民检察院此前发布的司法解释和规范性文件与本解释不一致的，以本解释为准。

【訳文】この解釈は、2024 年 12 月 1 日から施行する。「判決・裁定執行拒否の刑事事件の審理における法律の適用の若干の問題に関する最高人民法院の解釈」（法釈〔2015〕16 号）は、同時に廃止する。最高人民法院及び最高人民検察院がこれまでに公布した司法解釈及び規範性文書がこの解釈と一致しないときは、この解釈による。

訳注：現行性について。本解釈は、2024 年 1 月 8 日に最高人民法院審判委員会第 1911 回会議で、2024 年 7 月 23 日に最高人民検察院第 14 期検察委員会第 34 回会議で採択され、2024 年 10 月 30 日に公布された（法釈〔2024〕13 号、2024 年 12 月 1 日施行）。2026 年 10 月 5 日現在、現行有効である（確認方法：中国の法令データベース「北大法宝」（pkulaw.com）で表題検索し、「現行有効 司法解釋 法釋〔2024〕13 号 2024.10.30 公布 2024.12.01 施行」と表示されることを確認（2026 年 10 月 5 日）。）。なお、同データベースには、本解釈と別に、最高人民法院・最高人民検察院・公安部「关于办理拒不执行判决、裁定刑事案件若干问题的意见」（法発〔2025〕8 号、2025 年 7 月 1 日施行、司法解釈の性質を有する文書）が現行有効として登録されている（本訳の対象外）。